

令和3年度保存版

茨木市立水尾小学校

「暴風警報発表」及び「地震発生」等 緊急の措置について

大阪府(北大阪)に、「暴風警報」が発表された場合、及び地震発生時(茨木市)の緊急措置は、下記のとおりです。
時間の経過に伴って、さまざまな混乱が予想されます。保護者へはメール配信で連絡しますので、学校への電話はご遠慮ください。

なお、地区委員さんや多くの保護者の皆様にご協力をお願いする場合にも、メール配信で学校から連絡をさせていただきますので、よろしくお願い致します。

暴風警報発表時の措置 大阪府 (北大阪)

1	午前7時の時点で「暴風警報」発表の場合	自宅待機
2	午前9時までに「暴風警報」解除の場合	解除された時点で登校(給食あり)
3	午前9時に「暴風警報」が解除されていない場合	臨時休校
4	登校後に「暴風警報」が発表された場合	原則としてその時点で下校

※「特別警報」においても暴風警報と同様の措置を取らせていただきます。

※給食は、午前9時までに解除された場合でも提供されます。

※上記以外の警報の場合については、通常どおり授業を行います。

地震発生時の措置

1	大地震(震度5弱以上)が発生の場合(茨木市)	
	始業前	臨時休校
	授業中	授業中止 (児童は学校待機となり、保護者引き渡しの措置をとります。) 翌日 臨時休校の連絡がない限り登校する。
	放課後	翌日 臨時休校の連絡がない限り登校する。
2	震度4以下の地震が発生の場合(茨木市) 学校園施設の被害状況・通学路の安全状況により、臨時休校の措置をとるかどうかの判断をしますので、臨時休校の連絡がない限り登校させてください。	

※ 引き渡しの措置をとった場合は、児童は各教室で待機しています。引き渡しカードに記入されてる方が学校へ引き取りに来てください。できるだけ早いお迎えをお願いします。待機している児童が少なくなった際は、引き渡し場所は図書室となります。

※ 学校が臨時休業になった日及び暴風警報発表中は、学校施設は使用できません。(待機児童保育室、放課後子ども教室も含む。)